

「ブライダルサービス宣言」認証制度について

1 制度の目的

ブライダルサービス宣言（以下、「宣言」という。）は、新郎・新婦が安心してブライダルサービスを受けていただくための行動指針として、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会（以下、「BIA」という。）が制定し公表するもので、この趣旨に賛同し、宣言を遵守することを誓約した事業者を「ブライダルサービス宣言事業者」として認証し、国民の皆さまに安心・信頼して頂ける、ブライダルサービスの提供に業界全体として、取り組んで行くことを目的としている。

2 制度の概要

- ① 宣言は、別紙1のとおり、契約時の説明責任、提供サービス・料金体系の明確化、法令遵守等、企業として果たす役割を明確にしたもの。
- ② 本趣旨に賛同し、宣言を遵守することを誓約した事業者を、別に定める認証基準に基づき審査のうえ認証し、「宣言証」及び「宣言マーク」の使用を認める。
- ③ 認証は、2年ごとに更新することとし、各事業所においては、定期的な自主チェックにより、信用を担保する。

3 認証の対象

- ① B I A会員企業及び非会員企業で、本制度の趣旨に賛同する者。
- ② 結婚式（挙式又は披露宴）の受注に携わる者で、企業単位とする。
*プロデュース会社、フリープランナーを除く

4 認証方法

- ① 認証を希望する企業は、申請誓約書及び「ブライダルサービス宣言チェックシート」記載項目を遵守できることを確認し、申請書類を提出する。
- ② 申請書類・申請誓約書の記載事項に相違ないか、外部機関による調査を行い、調査報告を提出する。
- ③ BIA に設置する認証・審査委員会にて、上記報告書を参考に審査を行い、理事会の承認をもって認証する。
- ④ 認証は企業単位とするが、「宣言マーク」は屋号単位で使用を認める。（運営受託先会場は除く）
- ⑤ 婚礼事業の運営を受託している場合、原則として会場の経営企業（委託元）を認証する。

5 更新方法

- ① 2年更新とし、更新申請書及び「チェックシート」を提出する。
- ② 認証・審査委員会にて審査を行い、承認する。
- ③ 「宣言マーク」については、認証期間を明示して作成し、発行する。

6 認証料金

認証料金	新規申請		更新申請	
	会員	非会員	会員	非会員
申請料	5,000 円	20,000 円	0 円	10,000 円
審査料	5,000 円	40,000 円	5,000 円	10,000 円
認証マーク使用料				
(施設数 1～2)	2,000 円	4,000 円	2,000 円	4,000 円
(施設数 3～5)	5,000 円	10,000 円	5,000 円	10,000 円
(施設数 5 以上)	10,000 円	20,000 円	10,000 円	20,000 円

*消費税別

7 申請募集と認証期間

募集期間	審査	認証期間	次回更新
2018 年 10 月～12 月	2 月	2019 年 4 月～2021 年 3 月	2021 年 4 月
2019 年 1 月～3 月	5 月	2019 年 7 月～2021 年 3 月	2021 年 4 月
2019 年 4 月～6 月	8 月	2019 年 10 月～2021 年 3 月	2021 年 4 月
2019 年 7 月～9 月	11 月	2020 年 1 月～2021 年 3 月	2021 年 4 月
2019 年 10 月～12 月	2 月	2020 年 4 月～2022 年 3 月	2022 年 4 月

*認証マーク使用料は認証期間により月割りした額とする

8 申請に必要な書類等

- ① ブライダルサービス宣言 審査申請書
- ② ブライダルサービス宣言 申請誓約書
- ③ ブライダルサービス宣言自主チェックシート
- ④ 発行 3 ヶ月以内の登記簿謄本
- ⑤ 会社案内、パンフレット等
- ⑥ 約款
- ⑦ 契約書（申込書）
- ⑧ その他契約時の説明資料
- ⑨ 法人文書開示請求書（国民生活センター宛の PIONET 情報開示請求）
- ⑩ 自社消費生活相談情報の提供についての同意書

9 認証企業の信用担保

クレームの多発、重大事案に対しては、認証審査委員会による、ヒアリング・現地調査を行う場合もある。

10 その他

本制度、運用の詳細に関しては、「ブライダルサービス宣言運用規程」による。

お問合せ：B I A 公益社団法人日本ブライダル文化振興協会

〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-10-12 国際興業第二ビル 6 階
TEL : 03-6225-2611 FAX : 03-6225-2616 E-mail info@bia.or.jp